

### 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備



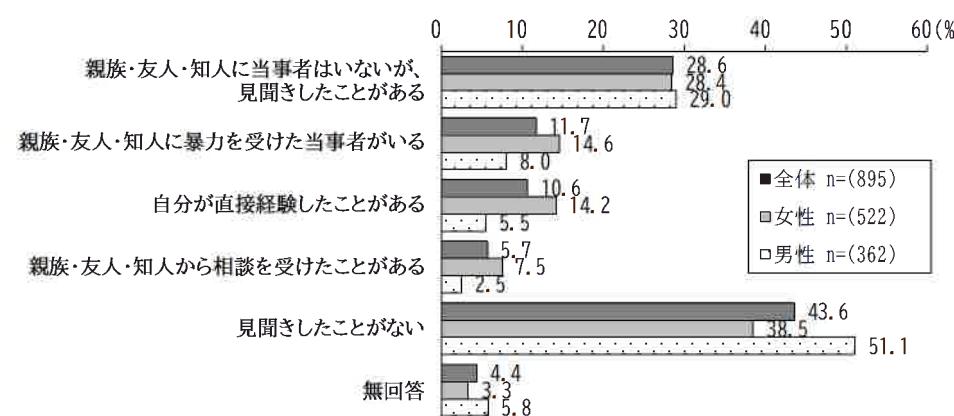
#### (1) 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者に対する包括的支援

##### ■ 現状と課題

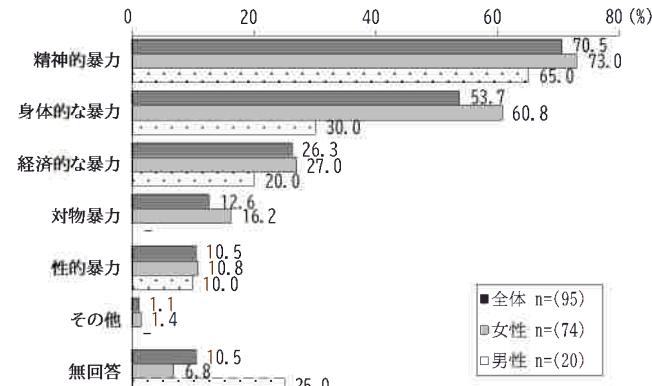
配偶者やパートナー等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を妨げるものです。DVは深刻な社会問題となっており、DV被害者だけでなく、児童虐待も発生している可能性も考慮しながら、適切に対応していくことが求められています。意識調査によると、DVの経験について、「自分が直接経験したことがある」人は1割を占めています。女性では1割台半ばと男性よりも2倍近く被害経験が多くなっています。被害としては、「精神的暴力」が7割以上と多く、「身体的暴力」も5割以上となっています。

DVはいかなる理由があろうと許されるものではなく、重大な人権侵害であるとの認識を十分に浸透させるとともに、被害者が相談しやすい体制の整備や様々な支援機関が連携し、被害者の早期発見・保護・自立までの切れ目のない支援を行う必要があります。

【DVの経験、見聞きしたことの有無】



【経験したDVの内容】



## ■取組の方向性

### ●指標

|                               | 指標   | 現況<br>(令和6年度)    | 目標<br>(令和12年度) | 担当課           |
|-------------------------------|--|------------------|----------------|---------------|
| III-(1)-1<br>【II-(4)-5<br>再掲】 | DV相談の相談件数  | 72件              | 140件           | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| III-(1)-2                     | DV講座(配偶者等暴力、性暴力等に関する講座)実施回数  | 1回               | 2回             | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| III-(1)-3                     | デートDV防止の出前講座実施回数   | 1回               | 3回             | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| III-(1)-4                     | <p>「デートDV」という言葉の認知度<br/>           ①女性 ②男性<br/>           (「言葉も意味も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが意味は知らない」を合計した割合)<br/>           (人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施)</p> | ①41.4%<br>②28.7% | ①80%<br>②80%   | 人権・ジェンダー平等推進課 |

### ①配偶者等暴力の防止に向けた周知・啓発

配偶者や恋人等からの暴力は、重大な人権侵害であると誰もが捉えることができるよう、DVの被害者や加害者にかかわりなく、DVに関する正しい理解と防止に向けた啓発を図るとともに、被害者へ適切な情報提供を行います。また、若年層に向けて、DV(デートDV)防止に向けた人権教育・啓発を行い、DVの被害者にも加害者にもならないための意識づくりを行います。

|    | 事業   | 内容   | 担当課                         |
|----|--|--|-----------------------------|
| 88 | 配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードの配布                             | 配偶者等暴力等防止啓発パンフレット・DV相談案内カードにより、正しい知識・情報の提供と相談案内を行います。DV相談案内カードをトイレや各課相談窓口に設置します。                       | 人権・ジェンダー平等推進課               |
| 89 | 相談窓口に関する情報提供   | ジェンダー平等推進センターへの問合せへの紹介や相談者への情報提供を行います。また、区民相談での情報提供を行います。  | 戦略広報課<br>人権・ジェンダー平等推進課      |
| 90 | 区民・職務関係者等を対象とした配偶者等暴力等防止に関する講座                             | 配偶者等暴力やストーカー行為に関する意識啓発に関する区民向け講座や区職員向け研修を行います。   | 人権・ジェンダー平等推進課               |
| 91 | 学校における人権・ジェンダー平等教育の推進                                      | 人権啓発冊子「大切なこと」の配布やイベント「しながわ人権のひろば」において、品川区立学校人権標語・ポスター展を実施します。  | 人権・ジェンダー平等推進課<br>教育総合支援センター |
| 92 | 若年層に向けたデートDVやJKビジネス、SNSを使ったリベンジポルノ等の未然防止のための啓発およびパンフレットの配布 | 若年層に向けたデートDVやストーカー行為、性暴力、JKビジネスやSNSを使ったリベンジポルノ等の未然防止のための啓発およびパンフレットを作成するとともに、区内の中学校・高校・大学・専門学校等に配布します。 | 人権・ジェンダー平等推進課               |
| 93 | 若年層に向けたデートDV防止の出前講座等                                       | 中学校・高校・大学・専門学校および民間の支援団体と連携した若年層向けの講座・講演会等を実施します。  | 人権・ジェンダー平等推進課               |
| 94 | 若年層を取り巻く保護者・地域への啓発   | 親向けデートDV防止講座を実施し、保護者・地域への啓発を図ります。  | 人権・ジェンダー平等推進課               |
| 95 | 青少年委員会による青少年健全育成活動の推進                                      | 青少年委員会による青少年健全育成活動において区民と連携します。  | 子ども育成課                      |

## ②早期相談・早期発見体制の充実、関係機関との連携

被害の潜在化の防止に向けた意識啓発や、被害者一人ひとりの状況に配慮した安心して相談しやすい環境を整備するとともに関係機関との連携を強化します。また、区民や職務関係者等に対して、DVに関する意識啓発、通報・相談・窓口の周知を行い、早期発見、被害の防止に努めます。

|     | 事業                                      | 内容   | 担当課   |
|-----|---|--|---|
| 96  | 配偶者等暴力等に関する相談窓口の充実                      | DV相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、外国人生活相談、児童家庭相談など、様々な相談窓口で、状況に応じた相談を実施します。   | 戦略広報課<br>人権・ジェンダー平等推進課<br>子ども育成課<br>子ども家庭支援センター<br>児童相談課<br>高齢者福祉課<br>障害者支援課<br>生活福祉課<br>保健センター |
| 97  | 一人ひとりの状況に応じた相談                          | 高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人をはじめ、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。                   | 人権・ジェンダー平等推進課<br>高齢者福祉課<br>障害者支援課<br>生活福祉課  |
| 98  | からだやこころの健康相談                            | 健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、こころの健康相談および訪問事業、精神科専門医師による相談などを実施します。 | 保健センター  |
| 99  | 区広報紙やホームページでの周知                         | 区広報紙やホームページにおいて、しながわ見守りホットライン・相談窓口の周知をします。                           | 人権・ジェンダー平等推進課   |
| 100 | 保育園、幼稚園、学校等の関係者、医療関係者、福祉関係者への通報・相談窓口の周知 | 相談業務や個別支援活動において職務関係者に配偶者等暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口を周知します。           | 人権・ジェンダー平等推進課<br>保健センター   |

|     | 事業               | 内容   | 担当課   |
|-----|------------------|--|---|
| 101 | 相談機関相互の連携        | 各種相談、しながわ見守りホットライン、高齢者虐待防止ネットワーク、品川区障害者虐待防止対策事業など様々なネットワークにより連携を強化します。 | 戦略広報課<br>人権・ジェンダー平等推進課<br>子ども育成課<br>子ども家庭支援センター<br>児童相談課<br>高齢者福祉課<br>障害者支援課<br>生活福祉課<br>保健センター |
| 102 | 相談場所の安全性の確保      | 相談場所に施錠機能および非常ベルの設置等を行います。また、 <a href="#">警察出身者</a> 等の人員配置にも努めます。      | 関係各課  |
| 103 | プライバシーの配慮        | 相談者のプライバシーに配慮した相談場所を使用します。   | 関係各課  |
| 104 | 緊急時の応援体制と連絡方法の検討 | 加害者が来庁する可能性がある際の事前対応協議等を行い、連絡方法を検討します。                                 | 関係各課  |
| 105 | 警察との連携体制         | 相談者に身体および生命に危険が及びうるような場合には、警察への相談を勧めるなど、警察と連携します。                      | 関係各課  |

### ③被害者の安全確保と自立支援

緊急の保護を要する被害者およびその子どもなどの一時保護を行い、被害者の安全確保に努めます。被害者の自立に向けて心理的な被害から回復するためのサポート、住居・就業等を含めた日常生活の再建のための支援を行います。また、子どもの心身の健康と安定した日常・学校生活に向けて関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を図ります。

|     | 事業                   | 内容   | 担当課                  |
|-----|----------------------|--|----------------------|
| 106 | 緊急時の一時保護             | 緊急時における被害者の安全確保や施設入所同行時の安全確保維持と人員確保を行います。また、保護命令制度の情報提供および手続き等の支援や一時保護施設との連絡調整を行います。 | 関係各課                 |
| 107 | 相談および情報提供            | 相談業務の中で、自立に必要な情報提供と支援を行います。  | 子ども家庭支援センター<br>生活福祉課 |
| 108 | 生活保護の相談              | 生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。   | 生活福祉課                |
| 109 | 健康保険等に関する支援          | 健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を行います。  | 国保医療年金課              |
| 110 | 専門相談員による面接および電話相談    | DV相談やカウンセリング相談において、女性相談員による面接および電話相談を実施します。  | 人権・ジェンダー平等推進課        |
| 111 | 住宅確保に向けた相談           | 母子生活支援施設等を活用し、自立に向けた支援を行います。   | 子ども家庭支援センター          |
| 112 | 住居確保給付金              | 暮らし・しごと応援センターで経済的に困窮している方を対象に、一定の要件のもと、家賃相当分の補助や転居費用相当分の支給を行います。                     | 生活福祉課                |
| 113 | 都営住宅・区営住宅等入居に関する情報提供 | 都営住宅入居に際する優遇制度の紹介や、都営住宅・区営住宅等入居者の募集に関する情報提供を行います。                                    | 住宅課                  |

|     | 事業                      | 内容  | 担当課                              |
|-----|-------------------------|---|----------------------------------|
| 114 | 各種就労セミナーおよび職業訓練等の情報提供   | ジェンダー平等推進センターの資料コーナーや、就業センターにおいて、就労セミナーおよび職業訓練等に関する情報提供を行います。             | 人権・ジェンダー平等推進課<br>地域産業振興課         |
| 115 | 就業支援セミナー                | 仕事と家庭の両立を目指す在職者および求職者を対象に、就職活動等を支援するセミナーを実施します。                           | 地域産業振興課                          |
| 116 | しながわお仕事相談室              | 年齢や性別を問わず、就職活動・キャリアなど仕事に関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。 | 地域産業振興課                          |
| 117 | ひとり親家庭の相談               | 母子・父子自立支援員、母子・父子就労相談員が、ひとり親家庭の生活全般にわたる問題や就労相談等、自立のための相談に応じます。             | 子ども家庭支援センター                      |
| 118 | 障害者就労支援センター             | 障害があり、就労を希望する人の就労に関わる様々な相談をします。   | 障害者支援課                           |
| 119 | 自立相談支援事業(就労支援)          | 暮らし・しごと応援センターで、暮らしの困りごと相談を行い、ハローワークと連携しながら求職活動に関する支援を行います。                | 生活福祉課                            |
| 120 | 保育園・幼稚園や学校の転入学手続きにおける配慮 | 住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園できるよう配慮します。                            | 保育入園調整課<br>学務課                   |
| 121 | 保育園および緊急一時保育奉仕員宅での預かり   | 緊急に保育が必要な際は、保育園の一時保育で預かりを実施します。   | 保育施設運営課                          |
| 122 | 関係機関との連携や同行支援           | 相談の状況により、関係各課、関係機関との連携を図るとともに、相談業務の中で、同行支援を行います。                          | 子ども育成課<br>保育入園調整課<br>保育施設運営課、学務課 |
| 123 | 予防接種や定期健診等の情報提供         | 健康相談、妊娠期面接、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、出張健康学習等の様々な機会に予防接種や定期健診等の情報提供を行います。        | 保健予防課<br>保健センター                  |

|     | 事業                     | 内容  | 担当課                   |
|-----|------------------------|---|-----------------------|
| 124 | 子どもへの影響や必要なケアについての情報提供 | 児童家庭相談事業や相談業務、保健センター健診業務において、相談者に子どもへの影響や必要なケアについての情報提供を行います。 | 子ども家庭支援センター<br>保健センター |
| 125 | 思春期のこころの相談・発達健診・心理相談   | 個別支援の中で、児童の思春期のこころの相談・発達健診・心理相談などを実施します。                      | 保健センター                |
| 126 | 子どものこころのケアと発達支援        | 教育相談室の相談活動や品川学校支援チームの相談・支援活動の中で、子どものこころのケアと発達支援を行います。         | 教育総合支援センター            |
| 127 | 児童相談所との連携              | 児童家庭相談事業や各部署での相談業務において児童相談所へ情報提供を行います。                        | 子ども家庭支援センター<br>保健センター |

#### ④区の体制整備と関係機関との連携

DVの防止、被害者への切れ目のない支援を行うために、関係各課相互の協力・関係機関との連携を強化するとともに、被害者の情報漏洩防止、相談員等のメンタルヘルス対策など区の体制を整備します。

|          | 事業                 | 内容  | 担当課           |
|----------|--------------------|---|---------------|
| 再掲<br>87 | 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 | 配偶者等暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。 | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 128      | こども家庭あんしんねっと協議会の運営 | 地域ぐるみで要保護児童などに関する相談対応や療育体制の調整などを行います。                   | 子ども家庭支援センター   |

|     | 事業   | 内容  | 担当課  |
|-----|--|---|--|
| 129 | 品川区虐待防止ネットワークの推進および「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」の連携強化 | <p>高齢者・児童・障害者への虐待や配偶者等暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図ります。</p> <p>また、担当課、警察、裁判所、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携を強化します。</p> | 人権・ジェンダー平等推進課<br>地域活動課、児童相談課<br>子ども育成課<br>子ども家庭支援センター<br>保育施設運営課<br>高齢者福祉課、生活福祉課<br>障害者支援課、保健センター<br>教育総合支援センター  |
| 130 | 関係機関との連携強化                                   | 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会、品川学校支援チームHEARTSの支援活動、高齢者虐待防止ネットワーク、PCAN(児童虐待防止会議)等の会議において、関係機関の連携体制を構築し、配偶者等暴力やストーカー行為の防止に努めます。                                  | 人権・ジェンダー平等推進課<br>地域活動課、児童相談課<br>子ども家庭支援センター<br>保育入園調整課<br>保育施設運営課<br>高齢者福祉課、生活福祉課<br>障害者支援課、保健センター<br>教育総合支援センター |
| 131 | 他自治体との連携による支援者体制の整備                          | 加害者等の追及から逃れるために保護施設等への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的連携を円滑に行います。  | 生活福祉課<br>関係各課  |
| 132 | 国、東京都、他区市町村との連携                              | 女性施策担当課長会や、施設長連絡会などに出席し、国、東京都、他区市町村との連携を図ります。   | 人権・ジェンダー平等推進課  |
| 133 | 住民基本台帳の閲覧、住民票および戸籍附票の写し交付等の制限の徹底             | 「品川区ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の支援措置対象者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」に基づく支援を行います。  | 戸籍住民課  |

|     | 事業                       | 内容   | 担当課  |
|-----|--------------------------|--|--|
| 134 | 個人情報保護の遵守に関する対応の徹底       | 関係各課において、個人情報保護の徹底や、支援措置対象者に関する情報の種類や活用方法の周知徹底に努めます。   | 全庁   |
| 135 | 職員研修の充実                  | 関係各課における、職場企画研修、人権問題研修などを充実していきます。また、研修内容に係る情報は、担当者間における共有化に努めます。  | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課   |
| 136 | 相談員等に対する研修の充実            | 職場企画研修や高齢者虐待予防研修会、自殺対策ゲートキーパー研修、職員相談対応マニュアルの配布など、継続的な研修を通じ、積極的に専門的な知識等を取得する機会を設けます。また、研修に参加し、研修内容について担当者間での共有化に努めます。 | 人事課<br>子ども家庭支援センター<br>高齢者福祉課<br>障害者支援課、生活福祉課<br>保健予防課、保健センター |
| 137 | 東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修     | 東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修へ区職員を派遣します。<br>また、相談員等のメンタルヘルス対策として、メンタルヘルスに関する研修へ区職員を派遣します。                                     | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課   |
| 138 | 区産業医による区職員のメンタルヘルスに関する相談 | 相談員等が、被害者と同様の心理状態になる代理受傷や、問題解決の困難性から意欲を失うバーンアウト(燃えつき症候群)に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。                                | 人事課<br>庶務課   |

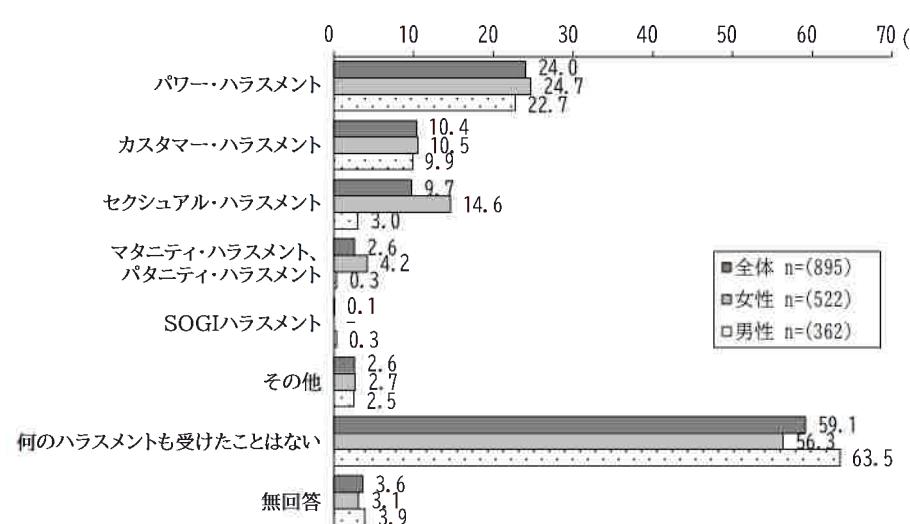
## (2)ハラスメントや性暴力等の防止

### ■現状と課題

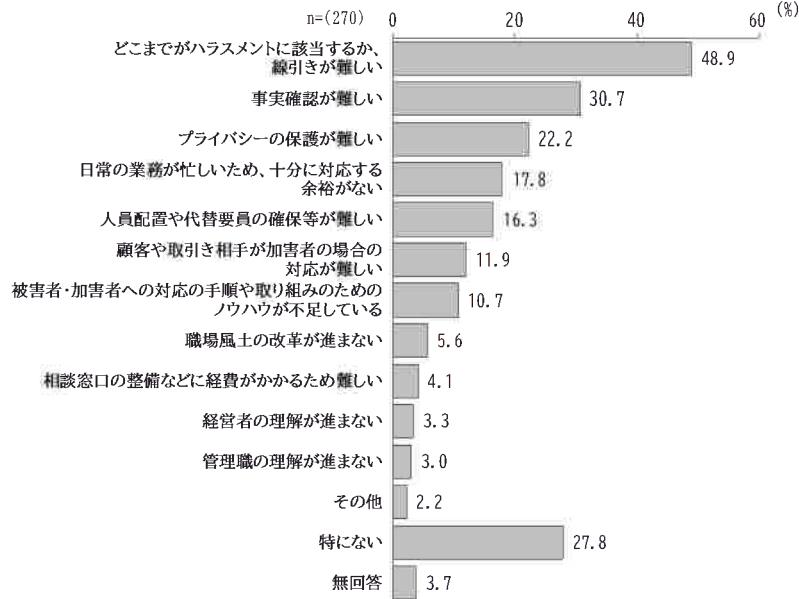
ハラスメントや性暴力は、決してあってはならない行為であり、重大な人権侵害です。様々な場面で、性別等を問わず誰もが被害者となる恐れがあることから、重大な人権侵害であるとの認識を広めていくとともに、被害の防止に向けた取組を進めていく必要があります。意識調査によると、ハラスメントの被害として、女性の特に20~30代で「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験が多くなっています。また、近年、男性のハラスメント被害も後を絶たない中、被害を相談しなかった人は男性でより多くみられます。ハラスメントは許されない行為であることの周知啓発や、防止に向けた教育・研修等を強化していくとともに、相談できる人・場所をつくることも重要です。

事業所においてもハラスメント対応について、「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」をはじめとする課題が受けられます。事業所がハラスメントに関する正しい知識を付け適切な対応が取れるよう、周知啓発・情報提供を進めていく必要があります。

【ハラスメントの被害経験】



【事業所におけるハラスメント対応への課題】



## ■取組の方向性

### ●指標

|                            | 指標   | 現況<br>(令和6年度)   | 目標<br>(令和12年度)   | 担当課           |
|----------------------------|--|-----------------|------------------|---------------|
| Ⅲ-(2)-1<br>【Ⅲ-(1)-2<br>再掲】 | DV講座(配偶者等暴力、性暴力等に関する講座)実施回数                                    | 1回              | 2回               | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| Ⅲ-(2)-2                    | 区内事業所における就業規則などへのハラスメント禁止明記の割合<br>(人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施) | 47.8%           | 70%              | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| Ⅲ-(2)-3                    | 若者の心と体の健康相談事業(ユースヘルスケアしながわほけんしつ)<br>①しなわかチャット相談者数 ②しなわかカフェ参加者数 | ①125人<br>②延べ36人 | ①582人<br>②延べ153人 | 子ども育成課        |

## ①ハラスメント防止のための意識啓発

情報誌などを通じ、各種ハラスメント防止のための意識啓発や情報提供をすることで、理解の普及に努めます。また、区職員・区立学校教職員への研修や区内企業への啓発を行います。

|     | 事業                          | 内容  | 担当課                                       |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 139 | ハラスメント防止のための啓発              | ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」等で、ハラスメント防止のための啓発を行います。            | 人権・ジェンダー平等推進課                             |
| 140 | 区職員・区立学校教職員へのハラスメント防止に関する研修 | 服務研修などにおいて、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修を行います。              | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課<br>指導課<br>教育総合支援センター |
| 141 | 事業所へのハラスメント防止のための啓発         | セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、様々なハラスメント防止のための啓発を行います。 | 人権・ジェンダー平等推進課                             |

## ②性暴力防止のための意識啓発

性暴力の防止のための啓発や情報提供をすることで、性を尊重し理解する意識の醸成を図ります。また、区職員・区立学校教職員への研修を行います。

|     | 事業          | 内容                                    | 担当課           |
|-----|-------------|---------------------------------------|---------------|
| 142 | 性暴力防止のための啓発 | ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」等で、性暴力防止のための啓発を行います。 | 人権・ジェンダー平等推進課 |

|     | 事業                       | 内容                             | 担当課                                |
|-----|--------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 143 | 区職員・区立学校教職員への性暴力防止に関する研修 | サービス研修などにおいて、性暴力防止に向けた研修を行います。 | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課<br>教育総合支援センター |

### ③性教育の実施と相談体制の充実

学校において適切な性教育を行うことで、ハラスメント、性暴力の予防のための取組を推進します。また、ハラスメント、性暴力に関する相談を実施し、関係機関と十分に連携しながら被害者の支援に努めます。

|          | 事業                               | 内容  | 担当課                                |
|----------|----------------------------------|---|------------------------------------|
| 144      | 学校における性教育の実施                     | 学習指導要領に基づき、発達段階に即した性教育を適切に実施します。                                  | 教育総合支援センター                         |
| 145      | ハラスメント、性暴力に関する相談の実施              | DV相談やカウンセリング相談、法律相談、区民相談、専門相談において、相談を行います。                        | 戦略広聴課<br>人権・ジェンダー平等推進課             |
| 再掲<br>25 | 若者的心と体の健康相談事業(ユースヘルスケアしながわほけんしつ) | 中学生以上 10 代の若者向けに、思春期の体や心、性の悩みに対してチャットで専門相談員が相談を受けるほか、対面相談会を実施します。 | 子ども育成課                             |
| 146      | 関係機関との連携                         | 東京ウィメンズプラザ等と連携し、相談や支援につなげます。                                      | 人権・ジェンダー平等推進課                      |
| 147      | 区職員・区立学校教職員のハラスメントの相談と支援         | ハラスメントに関する相談に応じるとともに、苦情処理委員会を設置して、被害者支援に努めます。                     | 総務課<br>人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課<br>指導課 |

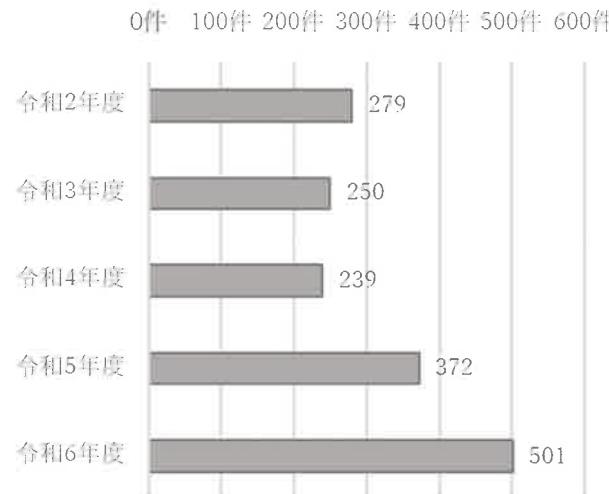
### (3) 困難な問題を抱える女性への支援

#### ■ 現状と課題

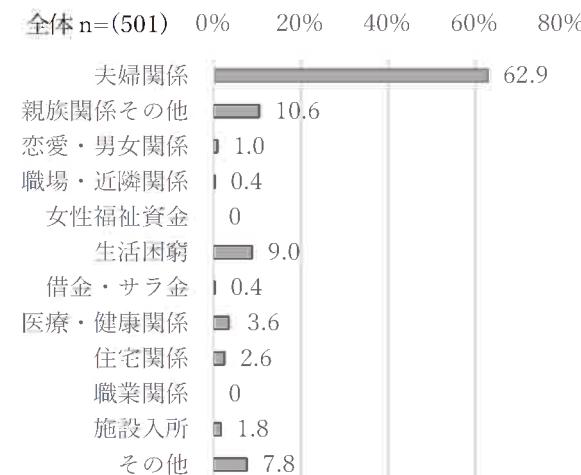
令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律の基本理念の一つに、「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題、その背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。」と掲げられています。

本法律は、令和4年5月に公布され、それ以降、相談件数が伸びてきています。年齢や障害、国籍等も問わず、すべての女性の人权が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現のために支援を構築していく必要があります。

【女性相談件数の推移】



【女性相談の内容】



## ■取組の方向性

### ●指標

|                            | 指標        | 現況<br>(令和6年度) | 目標<br>(令和12年度) | 担当課           |
|----------------------------|-----------|---------------|----------------|---------------|
| Ⅲ-(3)-1                    | 女性相談の相談件数 | 501件          | 600件           | 子ども家庭支援センター   |
| Ⅲ-(3)-2<br>【Ⅱ-(4)-5<br>再掲】 | DV相談の相談件数 | 72件           | 140件           | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| Ⅲ-(3)-3                    | 就労相談の相談件数 | 168件          | 200件           | 子ども家庭支援センター   |

### ①女性に関する相談体制の強化

女性に関する相談は、年齢、家族関係、おかれている環境や背景等、[また障害、ジェンダーイデンティティ、国籍等の状況](#)によって抱える問題は様々です。女性であるからこそその困難性も含んでいます。

相談の入り口は一つでも、関係部署と連携し、女性の抱える問題に向き合い、支援につなぐことが求められています。女性に関する相談の窓口を広く持ち、庁内の関係各課の横のつながりを強くすることで、相談体制を強化していきます。

|     | 事業     | 内容                                | 担当課         |
|-----|--------|-----------------------------------|-------------|
| 148 | 女性相談支援 | 女性が抱える生活上の悩みについて相談に応じ、必要な支援を行います。 | 子ども家庭支援センター |

|          | 事業                                | 内容   | 担当課           |
|----------|-----------------------------------|--|---------------|
| 再掲<br>84 | DV相談                              | 女性の専門相談員による DV 相談(面接・電話)を実施し、DV やストーカーについての相談に応じます。  | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 再掲<br>85 | カウンセリング相談                         | 女性の専門カウンセラーによるカウンセリング相談(面接・電話)を実施し、こころや生き方、人間関係の悩みなどの相談に応じます。  | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 再掲<br>86 | こころのカウンセリング SNS 相談                | 面接・電話では相談しにくい方や若年層などが相談しやすい体制として、専門のカウンセラーによるカウンセリング SNS 相談を実施します。                                   | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 再掲<br>21 | にじいろ相談(LGBTQ 専門相談)                | 専門相談員によるにじいろ相談(LGBTQ 専門相談)を実施し、自分の性や性的指向、ジェンダー・アイデンティティなどに関する悩みについて、本人・家族・友人・学校関係者・職場の方などからの相談に応じます。 | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 149      | 子ども家庭支援事業                         | 生活困窮世帯に対して、生活全般の相談に応じます。   | 生活福祉課         |
| 150      | 母子保健相談                            | 妊娠・出産・子育てに関する相談を、保健師および助産師、栄養士、歯科衛生士の専門職で受けます。   | 保健センター        |
| 151      | 精神保健相談                            | 以前と様子が変わった、現実でない事を言う、周囲の視線が気になる、眠れていらない、アルコールに関する問題があるのではないか、などの相談について、保健師、心理相談員、精神科の医師が相談に応じます。     | 保健センター        |
| 再掲<br>25 | 若者的心と体の健康相談事業(ユースヘルスケアしながらわほけんしつ) | 中学生以上 10 代の若者向けに、思春期の体や心、性の悩みに対してチャットで専門相談員が相談を受けるほか、対面相談会を実施します。                                    | 子ども育成課        |

|     | 事業                 | 内容  | 担当課         |
|-----|--------------------|---|-------------|
| 152 | 子ども若者応援フリースペース     | 不登校・ニート・ひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者とその家族を応援します。安心して、自分らしくいられるスペースを、みんなで一緒につくります。居住、就業、妊娠、男性依存などの困難な問題を抱える女性の相談にも応じています。居場所支援では、生きづらさを抱える子ども・若者のための居場所として、1室を女性専用としています。 | 子ども育成課      |
| 153 | 児童相談               | 子どもと家庭に関するあらゆる相談、地域のネットワークを構築し、子育てを総合的に支援します。   | 子ども家庭支援センター |
| 154 | ヤングケアラー支援事業        | ヤングケアラー、若者ケアラーの相談に応じ、必要な支援を行います。<br>SNSによる相談窓口の設置、ピアサポート相談サロンの開催、訪問支援の実施、配食支援、生活・学習支援、通訳派遣、職員・関係機関向け研修会、出前授業の実施等をしています。   | 子ども家庭支援センター |
| 155 | 養育訪問支援・子育て世帯訪問支援事業 | 養育支援が特に必要である家庭に訪問し、指導、助言等を行います。   | 子ども家庭支援センター |

## ②課題を抱える女性への自立支援

経済社会の中においては、女性やひとり親家庭における生活困窮度は高いとされています。

ライフステージに応じて、安心して自立した生活ができるよう、就労相談や就職のための資格取得のための援助など、個々のニーズに即した自立支援事業を推進していきます。

|     | 事業                       | 内容   | 担当課         |
|-----|--------------------------|--|-------------|
| 156 | 就労相談                     | ひとり親家庭で自立・就労を目指す方に対して、専門の就労相談員が個々の状況やニーズに対応した就労プログラムを策定し、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行っています。   | 子ども家庭支援センター |
| 157 | 母子生活支援施設への入所             | 支援を必要とする母子が、一定期間入所し、自立促進のための生活支援受けることができます。  | 子ども家庭支援センター |
| 158 | ひとり親家庭自立支援給付金事業          | 資格取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父に、給付金を支給し、主体的な能力開発の取組を支援します。  | 子ども家庭支援センター |
| 159 | ひとり親家庭住宅入居支援事業           | 住宅に困窮するひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅への入居を支援するため、一定の要件のもと、保証会社に支払う初回保証委託料を助成します。                              | 子ども家庭支援センター |
| 160 | ひとり親家庭一時介護事業             | ひとり親家庭を対象に、家事・育児など日常生活に支障が生じた場合に、一定の要件のもと、一時的に介護人を派遣し、必要な援助を行います。                                | 子ども家庭支援センター |
| 161 | 東京都母子及び父子福祉資金            | ひとり親家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送れるよう、母子・父子自立支援員が相談に応じ、審査のうえ、必要な資金を貸し付けます。                             | 子ども家庭支援センター |
| 162 | ひとり親家庭学習支援事業<br>ぐんぐんスクール | ひとり親家庭のお子さんを対象に、大学生や社会人のスタッフ(元教師や元塾講師)が学習支援を行います。学校の単元に合わせたプリント教材などを使いながら、苦手教科の克服や定期テスト対策を支援します。 | 子ども家庭支援センター |
| 163 | 乳幼児ショートステイ               | 保護者の仕事や出産、病気のときなど育児ができないときに、乳幼児のお子さんをお預かりします。  | 子ども家庭支援センター |

|           | 事業              | 内容   | 担当課  |
|-----------|-----------------|--|--|
| 164       | 子どもショートステイ      | 保護者の疾病・出産などによる入院、出張、冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどで、家庭においてお子さんの養育が一時的に困難となったときに、家庭あんしんセンターで、お子さんをお預かりします。                                   | 子ども家庭支援センター                                  |
| 165       | トワイライトステイ       | 保護者が仕事などにより帰宅時間が遅くなり、他の養育する方がいないときに、家庭あんしんセンターで、お子さんを短時間お預かりします。   | 子ども家庭支援センター                                  |
| 166       | ファミリー・サポート・センター | 子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい方(提供会員)が会員登録し、地域の中で相互に助け合いながら子育てをする、有償のボランティア活動を行います。   | 子ども家庭支援センター                                  |
| 167       | 親子関係形成支援事業      | 子育ての困難さや不安を抱えている家庭に対して、児童虐待を未然に防止するため、専門プログラムを実施します。   | 子ども家庭支援センター                                  |
| 168       | 自立相談支援事業        | 暮らし・しごと応援センターで、相談窓口を設置し、必要に応じて支援計画を作成し、支援を行います。<br>窓口での相談のほか、主に路上生活者を対象として、巡回相談を実施します。相談者との信頼関係構築を進め、状況により生活保護相談窓口を案内するなどの支援を行います。 | 生活福祉課  |
| 再掲<br>112 | 住居確保給付金         | 暮らし・しごと応援センターで、経済的に困窮している方を対象に、一定の要件のもと、家賃相当分の補助や転居費用相当分の支給を行います。  | 生活福祉課  |
| 169       | 優しさをかたちにプロジェクト  | 防災備蓄品を活用し、生理用品の入手が困難な方を対象に、区施設で生理用品を無償配布しています。   | 人権・ジェンダー平等推進課<br>子ども家庭支援センター<br>生活福祉課、保健センター |

### ③関係機関との連携を強化するための取組

関係機関や支援を提供する部署が、様々な機会をとおして、互いに必要な支援の情報共有を行い、連携を深めていく必要があります。

その上で、支援の必要な人に対する支援方針や具体的な支援内容について協議していくための支援調整会議を設置します。

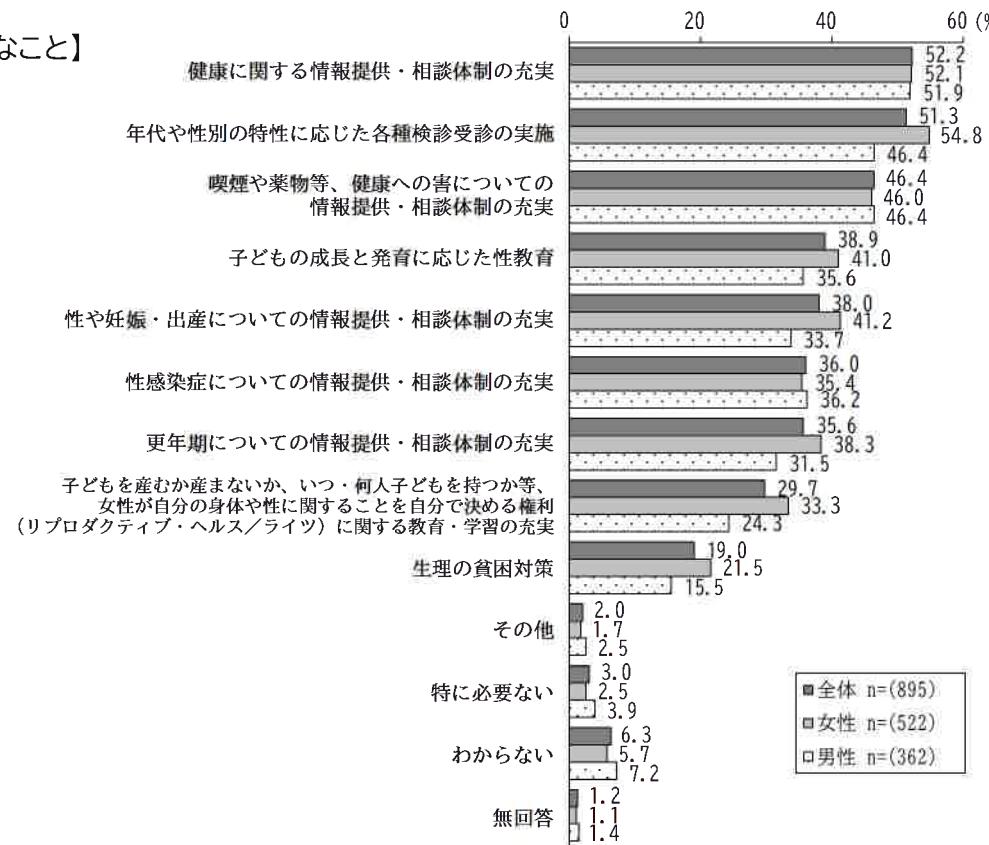
|     | 事業                 | 内容   | 担当課  |
|-----|--------------------|--|--|
| 170 | 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会 | 担当課、警察、裁判所、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携を強化します。                            | 人権・ジェンダー平等推進課<br>地域活動課<br>子ども育成課<br>子ども家庭支援センター<br>児童相談課<br>保育施設運営課<br>高齢者福祉課<br>生活福祉課<br>障害者支援課<br>保健センター<br>教育総合支援センター |
| 171 | 子ども家庭支援センター PCAN   | 要保護・要支援児童に関わる関係機関等が集まり、児童虐待を未然に防ぐための対策を強化していきます。   | 子ども家庭支援センター  |
| 172 | しながわネウボラネットワーク     | 妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。 | 子ども家庭支援センター<br>子ども育成課<br>健康課<br>保健センター   |

## (4)生涯を通じた健康支援

### ■現状と課題

生涯を通じた健康づくりを推進するためには、性差や年代に応じた健康の維持・向上に関する施策を充実する必要があります。特に女性においては、妊娠・出産期、更年期等、ライフステージにより女性特有の病気や心身の健康状態の変調があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の観点からも若年期から誰もが正しい知識や情報を得ることが求められます。意識調査によると、「自分の健康を守るために必要なこと」に対して、「健康に関する情報提供・相談体制の充実」が最も高く、次いで「年代や性別の特性に応じた各種検診受診の実施」となっています。性別による性差を理解し互いを尊重することや、各年代に応じた適切な健康支援が重要です。

【自分の健康を守るために必要なこと】



## ■取組の方向性

### ●指標

|           | 指標                         | 現況<br>(令和6年度)    | 目標<br>(令和12年度)   | 担当課           |
|-----------|----------------------------|------------------|------------------|---------------|
| III-(4)-1 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する講座の開催数 | 1回               | 2回               | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| III-(4)-2 | 子育てネウボラ相談実施数               | 延べ2,760件         | 延べ3,120件         | 子ども家庭支援センター   |
| III-(4)-3 | 産後家事育児支援訪問費助成事業申請者数        | 延べ1,649人         | 延べ1,510人         | 子ども育成課        |
| III-(4)-4 | 健康づくり推進委員が行う健康づくり活動の参加者数   | 4,700人           | 5,500人           | 健康課           |
| III-(4)-5 | 健康ポイント事業の参加者数              | 5,961人           | 16,000人          | 健康課           |
| III-(4)-6 | がん検診の受診率<br>①子宮(頸)がん ②乳がん  | ①32.5%<br>②30.9% | ①35.2%<br>②33.4% | 健康課           |
| III-(4)-7 | こころの健康づくり事業参加者の理解度向上の割合    | 85%              | 85%              | 保健センター        |

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発・支援

すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できるよう、正しい知識を身につけ適切な対応をするため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発を行うとともに、母子健康新体制を整備します。

|           | 事業   | 内容   | 担当課                                    |
|-----------|--|--|--|
| 173       | ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」やパンフレット等による情報提供、講座やイベント等の実施 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点における支援や取組について、ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」や講座・イベント等で周知します。                                   | 人権・ジェンダー平等推進課                          |
| 再掲<br>25  | 若者の心と体の健康相談事業(ユースヘルスケアしながわほけんしつ)             | 中学生以上10代の若者向けに、思春期の体や心、性の悩みに対してチャットで専門相談員が相談を受けるほか、対面相談会を実施します。                                      | 子ども育成課                                 |
| 再掲<br>172 | しながわネウボラネットワーク                               | 妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。 | 子ども家庭支援センター<br>子ども育成課<br>健康課<br>保健センター |
| 174       | 未熟児養育医療の給付                                   | 指定医療機関に入院する未熟児の養育に必要な医療給付を行います。  | 保健予防課<br>保健センター                        |
| 175       | 妊婦健康診査の公費助成                                  | 妊婦健康診査の助成をします。   | 健康課                                    |
| 176       | 妊娠高血圧症候群等の医療費の助成                             | 妊娠高血圧症候群等の医療費を助成します。   | 健康課<br>保健センター                          |
| 177       | 自立支援医療(育成医療)の医療費助成                           | 18歳未満の児童で身体上有り障害のある人が早期に適切な治療を受けるための医療費を助成します。   | 保健予防課<br>保健センター                        |

|     | 事業       | 内容  | 担当課 |
|-----|----------|---|-----|
| 178 | 不妊治療費の助成 | 医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・薬物療法・人工授精などの一般不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、生殖補助医療(体外受精、顕微授精)および男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる精子を精巣等から採取するための手術費)に係る健康保険適用の医療費の一部を助成します。 | 健康課 |

## ②ライフステージに応じたこころと体の健康づくりの推進・支援

性別・年代にかかわらず誰もが生涯を通じて健康で過ごせるよう、こころと体の健康づくりを推進・支援します。また、こころの健康づくりやこころの病気に関する理解促進を図るとともに、相談や講演会等を通して本人や家族を支援します。

|     | 事業                   | 内容   | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-----|
| 179 | 地域を中心とした健康づくり体制の推進   | 13 地域センターごとに地区健康づくり推進委員会を組織します。推進委員会では、閉じこもりがちな高齢者を対象に、転倒骨折予防の体操などを行う、ふれあい健康塾、といった身近な地域での健康づくり事業の企画、運営をします。          | 健康課 |
| 180 | 年代や性別の特性に応じた各種健診(検診) | 品川区健康診査、肝炎ウイルス検診、20歳からの健康診査、眼科検診、胃がん(バリウム・内視鏡)検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、喉頭がん検診、成人歯科健康診査、障害者歯科健康診査などを行います。 | 健康課 |

|     | 事業                            | 内容  | 担当課                     |
|-----|-------------------------------|---|-------------------------|
| 181 | かかりつけ医の紹介                     | かかりつけ医を探している区民に対し、かかりつけ医紹介窓口にて医師を紹介します。   | 地域医療連携課                 |
| 182 | 女性専門外来に関する情報提供                | 女性特有の健康・医療に関して、健康相談で女性専門外来についての情報提供を行います。   | 保健センター                  |
| 183 | こころの個別相談                      | カウンセリング相談やこころの健康相談および訪問事業、精神科医師による専門相談を実施します。   | 人権・ジェンダー平等推進課<br>保健センター |
| 184 | 区の広報媒体やパンフレット等による啓発および講演会等の開催 | こころの健康づくりに関して、広報紙やホームページ等で情報提供をし、相談先案内パンフレット配布等にて啓発を行います。また、地域精神保健サポート講演会、精神保健講演会、思春期講演会などを開催します。 | 保健センター<br>保健予防課         |
| 185 | 家族支援                          | 家族を支援するために、精神保健家族勉強会、ひきこもり家族支援、思春期家族教室などを開催します。   | 保健センター                  |

## 基本目標IV 女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現



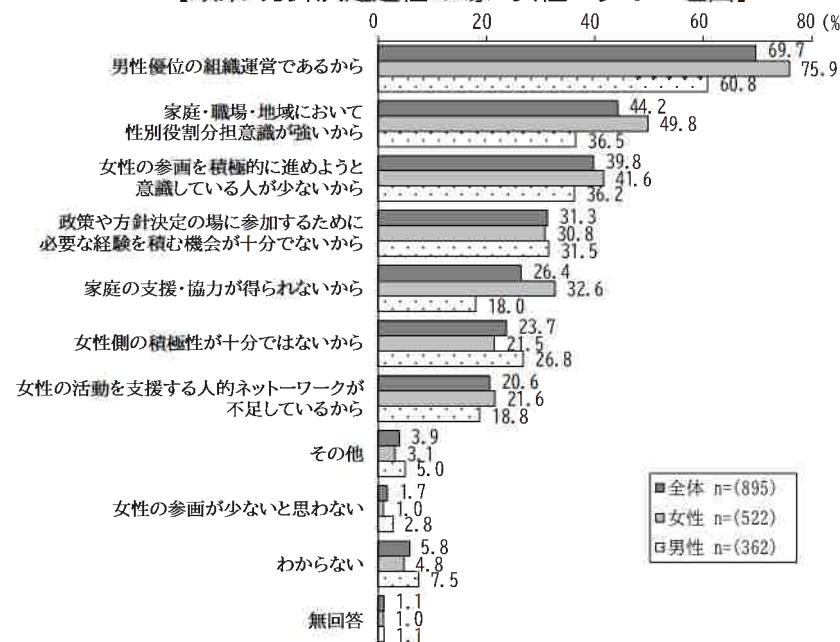
### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### ■ 現状と課題

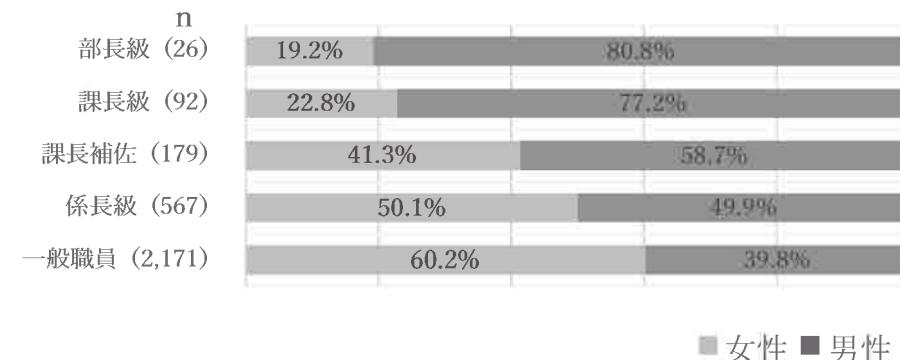
ジェンダー平等推進社会を実現するためには、意思決定過程への女性の参画拡大が重要です。意識調査によると、政策・方針決定過程の場に女性が少ない理由として「男性優位の組織運営であるから」、「家庭・職場・地域において性別役割分担意識が強いから」が多くなっています。区においても、審議会・委員会等における女性委員の割合を40%以上にすることを目標としてきましたが、令和6年度(2024年度)末時点で35.0%と目標には達していません。

ジェンダーの視点を施策に反映させるためには、審議会等の委員の構成比が一方の性別に大きく偏らないよう、女性委員の積極的登用に努め、男女が共に政策・方針過程に参画することが必要です。

【政策・方針決定過程の場に女性が少ない理由】



【区職員における役職段階ごとの女性職員の割合】



■ 女性 ■ 男性

資料:品川区特定事業主行動計画(令和7年4月1日時点)

## ■取組の方向性

### ●指標

|          | 指標                   | 現況<br>(令和6年度)         | 目標<br>(令和12年度) | 担当課           |
|----------|----------------------|-----------------------|----------------|---------------|
| IV-(1)-1 | 行政委員会における女性委員の割合     | 38.5%<br>(令和7年4月1日時点) | 50%            | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| IV-(1)-2 | 審議会等における女性委員の割合      | 35%<br>(令和7年4月1日時点)   | 50%            | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| IV-(1)-3 | 区職員における課長級以上の女性職員の割合 | 22%<br>(令和7年4月1日時点)   | 30%            | 人事課           |
| IV-(1)-4 | 区職員における係長級の女性職員の割合   | 48%<br>(令和7年4月1日時点)   | 50%            | 人事課           |

## ①区の審議会等における女性の積極的な参画・登用促進

審議会等の委員に占める女性の割合を高め、あらゆる施策にジェンダー平等の視点が反映できるよう、委員の人選においては、役職等にとらわれない人選を働きかけるなど、政策・方針過程への女性の参画拡大を図ります。

|     | 事業                          | 内容   | 担当課                 |
|-----|-----------------------------|--|---------------------|
| 186 | 行政委員会、審議会等への女性委員の参画促進       | 行政委員会、審議会等における男女が半分の比率で構成されるよう、その参画目標値を50%とします。    | 関係各課                |
| 187 | 行政委員会、審議会等の女性委員の比率に関する調査の実施 | 全庁に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握するとともに、女性を積極的に登用することを働きかけます。 | 人権・ジェンダー平等推進課<br>全庁 |
| 188 | 行政委員会、審議会等への区民参画制度の充実       | 委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の声を反映させます。                    | 関係各課                |

## ②区職員における女性の活躍推進

区役所内での更なる女性の参画を拡大していくため、女性活躍を推進する職場環境を整備します。

|     | 事業                      | 内容   | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|-----|
| 189 | 女性職員への管理職や係長等の昇任試験の受験勧奨 | 行政の政策立案に大きくかかわり、責任ある立場に立つ管理職や係長への選考に、多くの女性がチャレンジしていくように働きかけます。管理監督者への女性の任用状況調査、昇任選考の試験日における保育場所の設置も行います。 | 人事課 |
| 190 | 女性職員向けた講座、ガイダンス         | 管理職選考ガイダンス(体験談、管理職からの講話等)や、職員へのお知らせ等を通じて、女性管理職員等の働き方を積極的に紹介します。  | 人事課 |

## (2)女性の就労・起業・創業の機会拡大

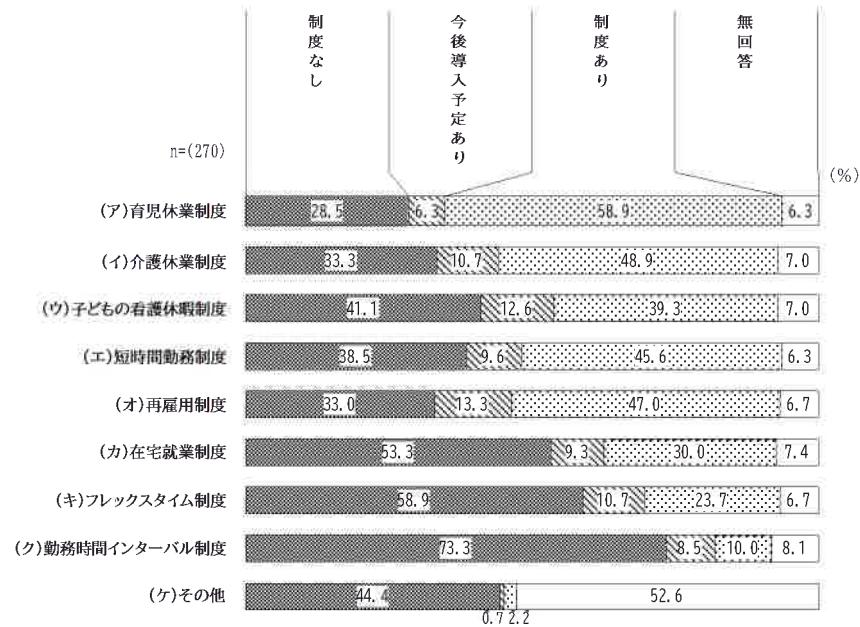
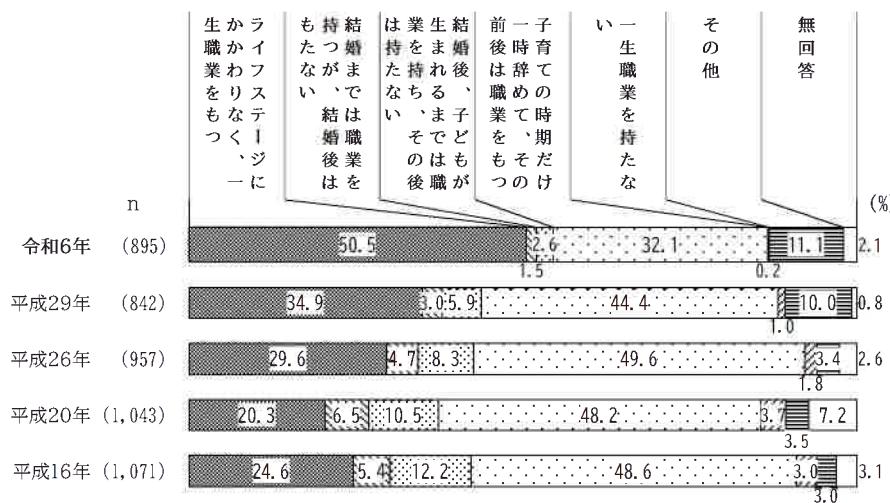
### ■現状と課題

誰もが様々な働き方や生き方ができる社会を実現するためには、多様な働き方の選択ができ、自分の望むとおりに働く環境の整備が必要です。意識調査によると理想とする女性の働き方としては「ライフステージにかかわりなく、一生職業をもつ」が平成20(2008)年調査以降、増加傾向にあり、5割を占めているものの、男女間には差がみられます。女性が多様な働き方の選択ができる、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会の実現のために、就職や起業、キャリア形成など、就業環境の整備が必要です。

また、管理職への女性の登用の促進、賃金等における男女間格差の是正などを推進していくために、事業者等への支援や意識啓発に取り組むことが必要です。

【事業所における多様な働き方ができる制度の整備状況】

【理想とする女性の働き方】



## ■取組の方向性

### ●指標

|          | 指標  | 現況<br>(令和6年度)  | 目標<br>(令和12年度) | 担当課           |
|----------|---|----------------|----------------|---------------|
| IV-(2)-1 | 区の支援による女性起業者数   | 15人            | 20人            | 地域産業振興課       |
| IV-(2)-2 | 武蔵小山創業支援センターでの相談件数<br>①IM(インキュベーションマネージャー)個別相談<br>②専門家(弁護士等)個別相談  | ①138件<br>②150件 | ①150件<br>②170件 | 地域産業振興課       |
| IV-(2)-3 | 武蔵小山創業支援センターでのセミナー実施回数  | 62回            | 65回            | 地域産業振興課       |
| IV-(2)-4 | 就業支援セミナー参加者数  | 281人           | 300人           | 地域産業振興課       |
| IV-(2)-5 | 魅力ある職場づくり支援助成件数   | 33件            | 30件            | 地域産業振興課       |
| IV-(2)-6 | 職場において男女の地位の平等感が「平等」と考えている人の割合<br>①女性 ②男性<br>(人権・ジェンダー平等に関する意識調査 5年ごとに実施)                                   | ①20.1%<br>②34% | ①60%<br>②60%   | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| IV-(2)-7 | 区内事業所における「女性活躍推進法」という言葉の認知度<br>(「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」を合計した割合)<br>(人権・ジェンダー平等に関する意識調査 5年ごとに実施) | 79.2%          | 90%            | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| IV-(2)-8 | 区職員における男性の育児休業(2週間以上)取得率  | 83.6%          | 85%            | 人事課           |

### ①女性活躍推進のための就労・起業・創業の支援

女性の意欲と能力を社会で十分に発揮できるように、就業相談やスキルアップの機会の提供などを実施し、就職・再就職支援を行います。また、起業等の新たな分野に挑戦する女性へ相談支援・金融支援などを行います。

|           | 事業           | 内容   | 担当課     |
|-----------|--------------|--|---------|
| 191       | 広報誌を活用した情報提供 | 「しながわ産業ニュース」を発行し、就労に関する相談、支援についての情報提供を行います。  | 地域産業振興課 |
| 再掲<br>115 | 就業支援セミナー     | 仕事と家庭の両立を目指す在職者および求職者を対象に、就職活動等を支援するセミナーを実施します。  | 地域産業振興課 |
| 再掲<br>116 | しながわお仕事相談室   | 年齢や性別を問わず、就職活動・キャリアなど仕事に関する悩みについて、カウンセラーがアドバイスを行います。応募書類の添削や面接指導なども実施します。  | 地域産業振興課 |
| 192       | 創業支援センター等運営  | 区民の創業支援のため、西大井、天王洲、武蔵小山の3つの創業支援センターと広町一丁目工場アパート・創業支援センターを運営します。中でも「武蔵小山創業支援センター」は、創業予定者や創業して間もない女性を主な対象とした創業支援施設であり、各種相談、セミナーや交流会の実施、会議室やチャレンジショップの貸出しを行います。 | 地域産業振興課 |
| 193       | 品川産業支援交流施設運営 | 品川産業支援交流施設SHIPにおいて、様々な地域・業種の企業を呼び込み、異分野同士による連携を促進させることで、新産業・新ビジネスを創出していくとともに、成長期にあるベンチャー企業等の支援を行います。   | 地域産業振興課 |
| 194       | 創業に関する相談支援   | 品川区立中小企業センター、各創業支援センターにおいて創業に関する相談を行います。   | 地域産業振興課 |

|     | 事業             | 内容  | 担当課         |
|-----|----------------|---|-------------|
| 195 | 創業支援資金         | 創業支援資金のあっ旋のため、商工相談員がアドバイスを行います。                                 | 地域産業振興課     |
| 196 | 事業開始・事業継続資金の相談 | 母子家庭の母または父子家庭の父等で 20 歳未満の子ども等を扶養している人に東京都母子及び父子福祉資金の融資あっ旋を行います。 | 子ども家庭支援センター |

## ②事業所等への働きやすい職場環境づくりの支援

区内事業所の優秀な人材の確保・定着および生産性・経営力の向上を目的として、性別に関わらず誰もが働き続けられる環境づくりに取り組む事業所等を増やしていくための支援を行います。

|           | 事業                  | 内容  | 担当課           |
|-----------|---------------------|---|---------------|
| 197       | 魅力ある職場づくり支援助成       | ワーク・ライフ・バランス推進のため、新たな特別休暇制度の導入や、長時間労働の改善等、従業員の雇用環境整備に係るコンサルティング費用の一部を助成します。 | 地域産業振興課       |
| 再掲<br>141 | 事業所へのハラスメント防止のための啓発 | セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、様々なハラスメント防止のための啓発を行います。                         | 人権・ジェンダー平等推進課 |

### ③区における働き方の変革

女性活躍推進法に基づく品川区特定事業主行動計画により、誰もが職業生活において活躍できるよう、意識啓発および職場環境の整備を図ります。

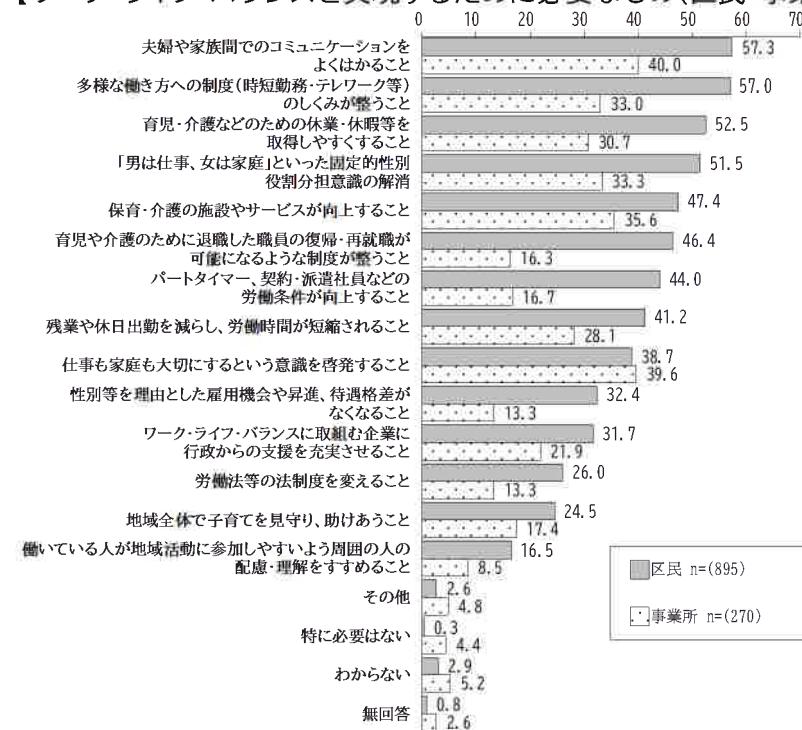
|     | 事業              | 内容   | 担当課                  |
|-----|-----------------|--|----------------------|
| 198 | 人権啓発研修          | 管理職および一般職員を対象に、基本的人権に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として実施し、ジェンダー平等意識の啓発およびジェンダー平等の視点に立った職員の育成を図ります。 | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課 |
| 199 | 女性活躍支援・推進の取組拡充  | 「しながわ新時代のキャリアプラン」にて、育児休業等の制度や実際に利用した職員の声を紹介し、男女問わず育児や介護等に参画しやすい職場環境についての理解促進を図ります。           | 人権・ジェンダー平等推進課<br>人事課 |
| 200 | 男性職員の育児休業取得率の向上 | 品川区特定事業主行動計画で数値目標として掲げている品川区の男性職員の育児休業取得に関する実態を把握し、男性職員が育児休業を取得しやすくなるために各種制度の見直しを行います。       | 人事課                  |

### (3)ワーク・ライフ・バランスの推進

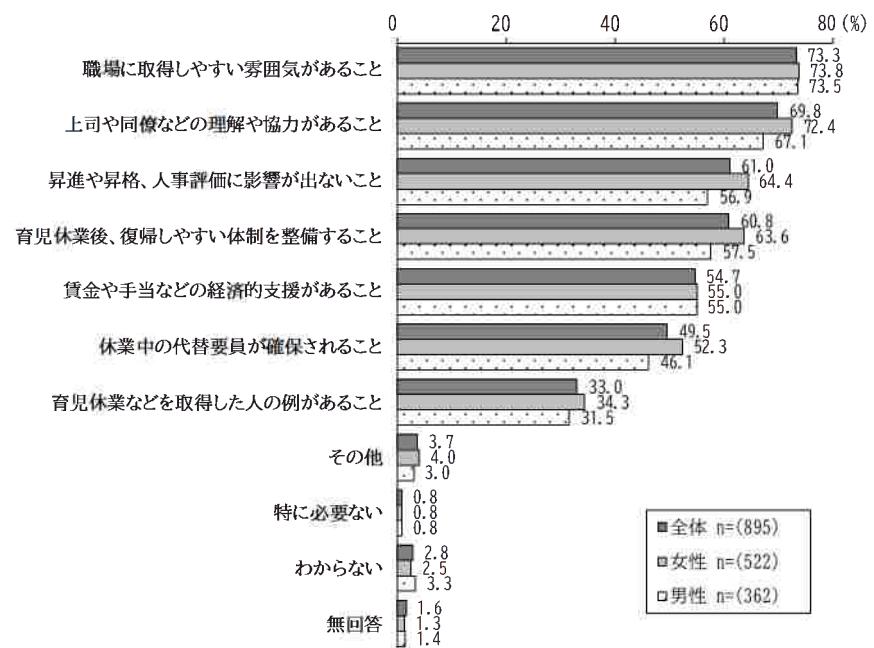
#### ■現状と課題

ジェンダー平等社会の実現に向けては、性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事、家庭生活、社会生活、学習生活、自分生活においてバランスのとれた活動ができること(ワーク・ライフ・バランスの実現)が不可欠です。意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「多様な働き方への制度(時短勤務・テレワーク等)のしくみが整うこと」、「育児・介護などの休業・休暇等を取得しやすくすること」が必要とされています。また、男性の仕事中心のライフスタイルの見直し、家庭参画が重要となります。男性が育児休業を取得しやすくなるために必要なことは「職場に取得しやすい雰囲気があること」、「上司や同僚などの理解や協力があること」が求められています。安心して家庭や育児、仕事の両立が図れるよう、事業所等に対する職場の理解促進や環境づくりの必要性の啓発のほか、子育てや介護の支援の充実が必要です。

【ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なもの(区民・事業所)】



【男性が育児休業を取得しやすくなるために必要なこと】



## ■取組の方向性

### ●指標

|                              | 指標   | 現況<br>(令和6年度)   | 目標<br>(令和12年度) | 担当課           |
|------------------------------|--|-----------------|----------------|---------------|
| IV-(3)-1                     | ワーク・ライフ・バランスに関する講座実施回数   | 1回              | 2回             | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| IV-(3)-2<br>【IV-(2)-5<br>再掲】 | 魅力ある職場づくり支援助成件数  | 33件             | 30件            | 地域産業振興課       |
| IV-(3)-3                     | すぐすぐ赤ちゃん訪問率  | 98.6%           | 95%            | 保健センター        |
| IV-(3)-4                     | しながわっ子 子育てかんがるープラン相談件数   | 168件            | 186件           | 保育施設運営課       |
| IV-(3)-5                     | ポップルーム(地域交流室)利用者数  | 11,401人         | 17,165人        | 子ども育成課        |
| IV-(3)-6                     | 父親の子育て応援事業実施回数   | 234回            | 300回           | 子ども育成課        |
| IV-(3)-7                     | 子ども食堂数   | 38か所            | 42か所           | 子育て応援課        |
| IV-(3)-8                     | 支え愛・ほっとステーションでの相談件数  | 2,912件          | 3,000件         | 福祉計画課         |
| IV-(3)-9                     | 認知症カフェ設置件数   | 35件             | 55件            | 高齢者地域支援課      |
| IV-(3)-10                    | 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で3つをともに優先している人の割合<br>①希望 ②現状<br>(人権・ジェンダー平等に関する意識調査 5年ごとに実施) | ①17.9%<br>②6.1% | ①50%<br>②40%   | 人権・ジェンダー平等推進課 |

### ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

区民や事業所に対して、講座の開催や啓発誌等による情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランス推進による効果の周知や意識啓発を行います。

|     | 事業                     | 内容  | 担当課           |
|-----|------------------------|---|---------------|
| 201 | ワーク・ライフ・バランス講座         | ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、普及・啓発を図ります。                      | 人権・ジェンダー平等推進課 |
| 202 | ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発 | ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」・啓発パンフレット等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行います。 | 人権・ジェンダー平等推進課 |

### ②事業所等への支援・啓発

事業所等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、多様な働き方ができる制度の導入や環境の整備が進むよう、支援・啓発を行います。

|           | 事業                     | 内容   | 担当課            |
|-----------|------------------------|--|----------------|
| 再掲<br>197 | 魅力ある職場づくり支援助成          | ワーク・ライフ・バランス推進のため、新たな特別休暇制度の導入や、長時間労働の改善等、従業員の雇用環境整備に係るコンサルティング費用の一部を助成します。                          | 地域産業振興課        |
| 203       | ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の支援 | 「しながわ産業ニュース」等でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を紹介します。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業への契約における総合評価制度への加点(工事請負契約の総合評価落札方式)を行います。 | 経理課<br>地域産業振興課 |

### ③子育て支援の充実・男性の育児参画支援

誰もが安心して子どもを産み、健やかに育てる環境整備のために、妊娠・出産から育児までの切れ目のない支援、多様な要望に応じることのできる保育サービスの充実、子育て世代のネットワークづくりや居場所づくり等を行います。

|           | 事業                   | 内容  | 担当課                                    |
|-----------|----------------------|---|--|
| 再掲<br>172 | しながわネウボラネットワーク       | 妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援のために、保健センター・健康課での妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)、児童センターでの子育てネウボラ相談、産後の家事育児支援の利用助成、産後ケア事業等を行います。        | 子ども家庭支援センター<br>子ども育成課<br>健康課<br>保健センター |
| 204       | すぐすぐ赤ちゃん訪問           | 赤ちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師・児童センター職員などが訪問し、育児の心配事等にアドバイスします。  | 子ども育成課<br>健康課<br>保健センター                |
| 205       | しながわっ子 子育てかんがるープラン   | 子育て相談員が、妊娠中の人から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通して、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成する手伝いをします。                   | 保育施設運営課                                |
| 206       | 健診、教室等での子育て相談および情報提供 | 妊婦面接、すぐすぐ赤ちゃん訪問、乳幼児の健康診査、各種教室、出張健康学習等で相談および情報提供を行います。   | 保健センター                                 |
| 207       | 品川区立家庭あんしんセンター       | 子育てや家庭に関して保護者や子ども自身から様々な相談に応じます。また、ショートステイ・トワイライトステイ事業を行います。さらに、児童虐待の防止および早期発見・適切な対応を行うため、地域ネットワークづくりも進めます。 | 子ども家庭支援センター                            |
| 208       | 教育に関する相談             | 教育総合支援センターにおいて、教育に関する相談窓口を一本化し、教育・心理・福祉の専門家等が互いに連携を図りながら、いじめ問題や不登校、特別支援など教育に関する様々な課題の解決に取り組みます。             | 教育総合支援センター                             |

|           | 事業               | 内容  | 担当課                |
|-----------|------------------|---|--------------------|
| 209       | 生活困窮世帯の子どもへの支援   | 支援員がカウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じて適切な専門機関やサービスを紹介し、生活習慣や学習、進学の相談などの支援を行います。  | 生活福祉課              |
| 210       | 認可保育園等の開設・運営支援   | 保育の受け入れ枠を確保するとともに、保育環境の整備をします。  | 保育入園調整課            |
| 211       | 多様な保育サービスの提供     | 教育・保育事業をはじめ、一時保育、延長夜間保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。一時預かり事業などの事業の拡充にともなう人材の確保のために、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」の活用を推進します。     | 保育施設運営課<br>保育入園調整課 |
| 212       | すまいるスクール         | 放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全区立小学校および義務教育学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開します。 | 子ども育成課             |
| 213       | 子育て短期支援事業        | 保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業として、短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施します。                | 子ども家庭支援センター        |
| 再掲<br>166 | ファミリー・サポート・センター  | 子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい方(提供会員)が会員登録し、地域の中で相互に助け合いながら子育てをする、有償のボランティア活動を行います。                                | 子ども家庭支援センター        |
| 214       | 地域における子育て支援拠点の運営 | 地域子育て支援センター、児童センター、保育園・幼稚園、地域交流室ポップンルームにおいて、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座などを行います。             | 子ども育成課<br>保育施設運営課  |

|     | 事業              | 内容  | 担当課               |
|-----|-----------------|---|-------------------|
| 215 | 妊娠・出産・育児に関する学級等 | マタニティクラス(母親学級)、多胎児育児学級、親育ちワークシヨップ、親育ち支援事業を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の取得と母親同士の交流・情報交換を促進します。         | 子ども育成課<br>保健センター  |
| 216 | チャイルドステーション     | 児童センター・保育園などが、気軽に相談でき、また同じ悩みをもつ仲間同士で交流・情報交換できる場「チャイルドステーション」となり子育てを支援します。                   | 子ども育成課<br>保育施設運営課 |
| 217 | 子育て交流ルーム運営費の助成  | 子育て家庭が、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援することを目的に、商店街の店舗等地域のスペースを利用した子育て交流ルームの運営に助成金を交付します。 | 保育施設運営課           |
| 218 | 赤ちゃんとのふれあい授業    | 小中高生を対象とした赤ちゃんと触れ合う授業を実施します。赤ちゃんの成長・発達を知り、命の素晴らしさを体験してもらい、親の子に対する思いや育児の楽しさ、大変さを知る機会とします。    | 子ども育成課            |
| 219 | 父親の子育て参画促進      | 父親が子どもと一緒に参加できる催しを土曜日を中心に児童センターで実施します。  | 子ども育成課            |
| 220 | 二人で子育て(両親学級)    | 両親で協力して出産・育児にのぞめるように、赤ちゃんの沐浴などを体験学習します。   | 保健センター            |
| 221 | 一日保育士体験         | 公立保育園に通う子どもの保護者を対象に「一日保育士体験」を実施します。我が子以外の大勢の子どもとふれあうことで、育児に対する視野を広げ、家庭でのしつけのヒントを得る機会とします。   | 保育施設運営課           |
| 222 | 食に関する相談・教室      | 食に関する相談・教室(妊娠期・離乳食等)を開催し、知識の普及や子育て不安の軽減に努めます。   | 保健センター            |

|     | 事業                 | 内容  | 担当課         |
|-----|--------------------|---|-------------|
| 223 | 子どもすこやか医療費助成       | 0歳～18歳(高校生の年度末)までの子どもが医療機関等で診療を受けた時、保険診療の自己負担分を助成します。   | 子育て応援課      |
| 224 | ひとり親家庭等医療費助成       | ひとり親家庭等に対して医療費の一部または全部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図ります。   | 子育て応援課      |
| 225 | ひとり親家庭休養ホーム事業      | ひとり親家庭の親子がレクリエーションと休養のために、都内外の指定施設を低料金または無料で利用できます。   | 子ども家庭支援センター |
| 226 | 子どもを見守る地域ネットワークの育成 | 家庭・学校・地域の協力者と警察などの協力による子どもたちの安全の確保および地域の防犯ネットワーク(児童見守りシステム)づくりを推進します。                                 | 地域活動課       |
| 227 | 子ども食堂推進事業          | 区内子ども食堂の運営を支援するとともに、子ども食堂の運営者等の情報交換・共有のためのネットワークを構築・支援することにより、地域コミュニティにおける子どもの食の支援および子どもの居場所づくりを図ります。 | 子育て応援課      |

#### ④高齢者・障害者への支援と介護を支える環境整備の推進

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、介護を必要とする方の不安や負担を軽減するための支援を行います。また、介護をする方の負担の軽減や、介護サービスの充実、介護者同士が集まる場所づくりなど、介護と家庭や仕事の両立ができるように支援します。

|     | 事業  | 内容  | 担当課      |
|-----|---|---|----------|
| 228 | 高齢者および家族のニーズに合わせた適切なケアマネジメントの推進<br>(在宅介護支援センター) | 区内 20 か所の在宅介護支援センターを中心として、在宅医療・介護連携などニーズに合ったサービス調整や相談窓口を設置します。  | 高齢者福祉課   |
| 229 | 支え愛・ほっとステーション<br>(地域センター内、13 か所)                | 地域センター内にコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・支援につなげる調整を行います。   | 福祉計画課    |
| 230 | 民生委員・児童委員による身近な相談                               | 自らも地域住民の一員として、地域の人が安心して暮らせるように生活上の相談に応じ、行政機関等につなぐパイプ役を果たします。  | 福祉計画課    |
| 231 | 認知症予防、早期発見・早期対応の推進                              | もの忘れ検診やあたまの元気度チェックにより、認知症を早期に発見し、相談や診断につなげます。本人や家族が安心して地域で生活できるように、生活、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。               | 高齢者地域支援課 |
| 232 | 認知症の人とその家族の社会参加、仲間づくりの支援                        | 認知症の人とその家族の社会参加や交流は、心身の負担軽減に有効です。本人ミーティングやミーティングセンター、認知症家族勉強会、認知症カフェ運営支援等により、認知症の人やその家族の交流・活動ができる場の充実を図ります。 | 高齢者地域支援課 |
| 233 | ひとり暮らし高齢者等の転居支援事業                               | 配偶者が亡くなり、ひとり暮らしとなってコンパクトで家賃の安い物件を探したり、足腰が弱くなり一階などの低層階の住宅への転居を望む高齢者のニーズと賃貸住宅のオーナーの不安を、区が仲介することで解消します。        | 高齢者地域支援課 |
| 234 | 介護者支援の充実  | 介護者支援のため、介護者交流や介護者向けの講座や研修事業を充実します。   | 高齢者福祉課   |
| 235 | 障害の個別性に合わせた専門相談の充実                              | 障害種別によらない総合的な相談が可能な体制をめざしつつ、障害特性に応じた専門相談の活用などを充実させ、より適切なケアマネジメント体制を強化していきます。                                | 障害者支援課   |

|     | 事業                                  | 内容   | 担当課                                       |
|-----|-------------------------------------|--|---|
| 236 | 障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実         | 地域の中核となる相談支援事業者は、福祉サービス利用を目的とした計画相談だけでなく、基本相談も行い、地域における身近な相談支援の拠点として機能を充実させます。区は、基幹相談支援センターとして地域の相談支援事業者を統括し、困難ケースの対応や支援者のスキル向上等、総合的な視点でケアマネジメント体制を支えています。 | 障害者支援課                                    |
| 237 | 関係機関(保健・医療・教育等)の連携強化による障害者相談支援体制の充実 | 保健センターや、保育施設運営課、教育総合支援センターおよび医療機関等の連携を強化し、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるよう、成長発達段階に応じた支援体制を整備します。精神疾患や難病等の状態像の変化についても、同様の連携強化により、安定した日常生活を送れるように支援します。        | 保育施設運営課<br>障害者支援課<br>保健センター<br>教育総合支援センター |
| 238 | 障害者が地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備   | 日常生活支援サービスの充実とともに、地域生活支援拠点の機能を強化していきます。また、日中活動の場を提供する地域活動支援センターの機能を強化し、地域生活の充実を図るとともに、住環境の整備を進めます。   | 障害者支援課<br>障害者施策推進課                        |
| 239 | 障害者在宅サービスの充実                        | 自立支援給付の居宅介護サービスや、障害のある人を介護する家族等支援のためのショートステイ、その他の生活支援サービスの充実を図ります。   | 障害者支援課                                    |
| 240 | 障害特性に応じた支援の強化                       | 障害のあるすべての人が、そのライフステージにおいて地域での自立した生活を営むことができるよう、障害特性に応じた支援の強化を図ります。   | 障害者支援課                                    |
| 241 | 障害者団体への活動支援                         | 障害者団体への集会室利用料の減免による活動支援により、障害のある人の主体的な社会参加や社会活動を促します。  | 障害者支援課                                    |